

奈良県建設工事入札参加資格審査申請要領

(通常受付分 県内本店業者用)

平成 22・23 年度において、奈良県（知事部局・教育委員会・水道局・各公社・警察本部）が発注する建設工事の競争入札に参加を希望する方は下記書類を提出して下さい。

	県 内 業 者
申請資格	<ul style="list-style-type: none">・建設業法第3条第1項に規定する「本店」を奈良県内に置く者。・平成20年10月1日から平成21年9月30日までの期間を審査基準日（決算日）とする経営事項審査（以下「経審」という。）を受けている者。（承継等のため、審査基準日が、この期間以降となる場合には、この申請までに経審申請が奈良県建設業指導室において受理されていること。）
申請業種	<ul style="list-style-type: none">・6業種以内（「平成22・23年度入札参加資格審査申請の工事種別について」及び「申請工事種別と建設業法の工事の許可区分との対応一覧」・「申請工事種別と建設業法の工事の許可区分との対応一覧（その他）」を参照のうえ、それに記載の21工事種別の中から申請してください。）。・ただし、<u>技術職員が1人以上いる業種</u>であって、経審の総合評定値通知書に<u>平均完成工事高がある業種</u>に限る。
受付期間 受付場所	<ul style="list-style-type: none">○ <u>県庁での受付</u>（場所：<u>本庁舎6階 61会議室</u>） 平成21年12月24日（木）から平成21年12月25日（金） 平成21年12月28日（月） 平成22年1月4日（月）から平成22年1月8日（金） 平成22年1月12日（火）から平成22年1月15日（金）○ <u>土木事務所での受付</u> <u>桜井土木事務所</u> 平成22年1月18日（月）から平成22年1月22日（金） <u>吉野土木事務所</u> 平成22年1月25日（月）から平成22年1月29日（金） <u>高田土木事務所</u> 平成22年2月1日（月）から平成22年2月5日（金）

	<p><u>宇陀土木事務所</u> 平成22年2月8日(月)から平成22年2月10日(水)及び 平成22年2月12日(金)</p> <p><u>五條土木事務所</u> 平成22年2月15日(月)から平成22年2月19日(金)</p> <p>※どの受付場所にも申請することができます。 (例えば、宇陀土木管内の方が県庁に申請することも可)</p>
受付時間	<p>午前9時30分～午前11時30分まで 午後1時00分～午後4時00分まで</p>
申請方法	<p>・持参に限ります(申請内容について説明できる方が持参してください。)</p>
提出書類 (1～6、及び16は提出必須)	<p>1 建設工事入札参加資格審査申請書(様式①)</p> <p>2 建設業者カード(県内業者用)(様式②)</p> <p>3 誓約書(様式③)</p> <p>4 経審総合評定値通知書の写し(H20.10.1～H21.9.30までの期間を審査基準日とするもののうち最新のもの。承継等を行った場合でこの期間の審査基準日の経審がない場合には、この期間以降で直近のもの。)</p> <p>5 県税に滞納がない証明書(原本に限る。)(平成21年11月1日以降のもの) ※申請に際しては申請者の本人確認書類(自動車運転免許証、健康保険証など)を持参してください。</p> <p>6 消費税及び地方消費税に未納がない証明書(国税通則法施行規則別紙第8号様式その3(その3の2、その3の3でも可。写し可。免税業者であっても要提出。)(平成21年11月1日以降のもの) (本人以外が6の証明書を交付請求する場合には「委任状」が必要となります。)</p> <p>※奈良県が保有する債権(県税及び中小企業設備近代化資金貸付金)及び消費税の滞納者の申請は受け付けません。</p> <p>7 経審総合評定値通知書の技術職員数が「0」となっている業種について申請する場合、又は、経審総合評定値通知書の技術職員数以上の技術者を申請する場合(経審時点で所属していた者に限る)には次の書類を提出してください。</p> <p>○技術者資格確認書(入札参加資格審査申請用)(様式④)</p> <p>○経審申請書の「技術職員名簿」の写し(建設業指導室の受付印があるものに限り。)【20005帳票】</p> <p>○「技術職員名簿」に記入のない資格を保有する場合で、その資格</p>

が必要となる業種の登録を希望する方は、当該資格保有が確認できる書類（実務経験の方は実務経験証明書）

8 国土交通大臣の特別認定を受けている者がいる場合は、その技術者も格付けに際しては、その業種に限り認定された等級の技術者として取り扱うので、次の書類を提出してください。

ア 国土交通大臣特別認定者証の写し

イ 監理技術者資格者証の写し（表面と裏面）

ウ 経審申請書「技術職員名簿」の写し（建設業指導室の受付印があるものに限り）【20005帳票】

※ 国土交通大臣の特別認定を受けている者とは、指定建設業について1級等の国家資格者と同等以上の能力を有すると認定された者をいいます。

9 表彰等

(1) 平成20年1月1日から平成21年12月31日までの期間に、建設業界の発展に貢献したこと等により、叙勲又は褒章を受けた者及びその者が代表する法人、並びに国土交通大臣等又は奈良県知事の表彰を受けた法人若しくは個人については、その表彰状の写し。

(2) 平成20年1月1日から平成21年12月31日までの期間に、奈良県発注工事において、工事成績が優秀で奈良県から表彰を受けた場合はその表彰状の写し。

10 ISO9001・ISO9002及びISO14001認証取得業者は、認定登録証等（付属書等）の写し（ただし、土木工事業・建築工事業・舗装工事業が認証範囲として登録されていることが確認できるもの。例：建築物、土木構造物の施工）

11 労働福祉の状況

退職一時金制度と企業年金制度について、1)と2)のいずれにも該当する方は当該事項が確認できる書類を提出してください。

1) 退職一時金

下記のうちいずれかに該当する場合

①労働協約・就業規則に退職手当の規定がある

②中小企業退職金共済制度へ加入している

③特定退職金共済制度へ加入している

2) 企業年金

下記のうちいずれかに該当する場合

①厚生年金基金に加入している

- ②適格退職年金制度へ加入している
- ③確定給付企業年金制度を導入している
- ④確定拠出年金制度を導入している

12 地域ボランティア

平成20年1月1日から平成21年12月31日までの間に、地方公共団体もしくは公益法人から、事業所が行うボランティア活動について表彰等を受けている場合は、次の書類2点を提出してください。

- ・表彰状又は感謝状の写し
- ・建設業の特性を活かした活動であることがわかるもの（活動時の写真、又は、具体的な活動内容を証明する書類（会社発行の証明書でも可））

13 常用労働者である障害者を雇用している場合

平成22年4月1日現在で、常用労働者（平成22年4月1日現在で勤務1年以上となる者）である障害者を雇用している場合には、当該障害者に係る次の書類を提出して下さい。また、法律により、障害者雇用状況報告書の提出が義務づけられている場合には、その報告書の写しも併せて提出して下さい。

- ア. 障害者であることが確認できる書類の写し（「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」等）
- イ. 雇用保険の加入を確認できる書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知等）
- ウ. 健康保険及び厚生年金保険の加入を確認できる書類（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等）
- エ. 本人の同意書の原本

なお、雇用保険等に加入義務のない場合には、経審申請の際の技術者の在籍確認と同様の書類を提出して下さい。

14 経審結果（資本金、技術職員数及び許可の種別）に変更が生じた場合には、「経審結果変更事項届」（様式⑤）を提出して下さい。

ただし、変更がない場合や、資本金や技術職員数が増加する場合には提出する必要はありません。

15 **土木一式A1、A、B、建築一式A、B、舗装Aのいずれかを希望される方は次の書類を必ず全て提出してください。**

- ・ 技術者調査票（様式⑥）
- ・ 技術者資格確認書類（監理技術者資格証、経審受付時の技術者名簿、合格証明書のいずれか、※舗装A希望者は「舗装施工管理技術者」の資格が確認できる書類（登録カード又は合格証）も要提出。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険加入証明書 (<u>加入者の氏名と加入年月日が確認できるもの</u>) <p>16 平成20年度の所得税、法人税又は消費税の確定申告書の写し(申告書の写し又は電子申請の場合の送信票) ※平成20年度に確定申告をしていない場合は、本申請後、平成21年度の確定申告を行った後、確定申告書の写し又は電子申請の場合の送信票を提出してください。提出がない場合は、入札参加資格が認められませんのでご注意ください。</p>
持参書類	上記4の経審の基となる決算変更届(土木事務所受付印のあるもの)を申請時に持参すること。
提出部数	1 部
その他	<p>※申請書類は、公共工事契約課のホームページからダウンロードして提出してください。 様式等ダウンロードページ↓ http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-14622.htm</p> <p>※申請内容や資格要件の継続性を確認するために、資格審査後も必要書類の提示を求めるとともに立入調査を行います。</p> <p>※建設工事の適正な施工の確保等のために県が必要と認めた場合には、建設業法に基づく立入調査を行います。</p>

※お問い合わせ先：県土木部公共工事契約課公共工事契約管理係（0742-27-7425）

※記入上の注意（県内建設業者用）をよくお読みください。

※提出書類は、日本工業規格A4判とし、1から順にホッチキスで綴じてください。**ただし、2の建設業者カードは綴じずに持参してください。**

※7～15は該当する方のみ提出してください。

記入上の注意（県内設業者用）

1 建設工事入札参加資格審査申請書（様式①）

- ① 様式は奈良県公共工事契約課ホームページからダウンロードしてご利用ください。

奈良県公共工事契約課ホームページURL ↓

<http://cms01.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=14622>

- ② 記入には、**黒色の万年筆又はボールペン**を使用し、**かい書**で丁寧に記入して下さい。（ワープロ打ち可。）
- ③ 受付番号欄、受付印欄には記入しないで下さい。
- ④ 申請年月日・郵便番号・所在地・商号又は名称・代表者・電話番号・許可番号・許可年月日を記入し（ワープロ打ち、ハンコも可）、代表者記入欄横の印欄に押印漏れのないよう注意して下さい。（実印・使用印いずれでも可。）
なお、商号又は名称、及び代表者欄にはフリガナをふってください。

2 建設業者カード（様式②）（記載例にならって記入してください）

（1）記入方法

（新規申請の方）

- 記入にあたっては、**青の万年筆またはボールペン**を使用し、**かい書**で丁寧に記入して下さい（ワープロ可）。

（更新の方）

- 記入にあたっては、**黒の万年筆またはボールペン**を使用し、**かい書**で丁寧に記入して下さい（ワープロ可）。**追加部分、変更部分のみ赤で記入してください。**（既に変更事項を届け出ている事項は黒で記入してください。）

（2）記入上の注意（記載例にならって記入してください）

- ① 業者番号欄には別紙業者番号一覧から該当する業者番号を記入してください。
- ② 受付番号欄は記入しないで下さい。
- ③ 許可番号欄には、大臣許可業者の場合は「00」、知事許可業者の場合は「29」で記入し始めてください。
許可種別欄には、「特定」か「一般」に○をつけてください。
- ④ 資本金欄には、経審総合評定値通知書に記載の資本金額を記入してください。
- ⑤ 希望等級については、要件を満たしている等級の範囲内で、希望する等級がある場合には記入してください。記入がない場合には、要件を満たしている範囲で最高の等級に格付けします。**※年度の途中では任意の等級変更を受け付けませんのでご注意ください。**
- ⑥ 商号又は名称欄で株式会社等法人の種類を表す場合は、（株）・（有）等の略号を用いて下さい。
- ⑦ 電話番号は、市外局番・局番・番号をそれぞれ、「-（ハイフン）」で区切って下さい。
郵便番号も同様に「-（ハイフン）」を用いて下さい。
- ⑧ 都道府県・市区町村名・大字・番地・代表者氏名（漢字・カナ）はかい書で丁寧に記入してください（ワープロ可）。

- ⑨ 住所コードは、別紙住所コード表の住所コードを記入してください。
- ⑩ 「有形固定資産」欄には、決算変更届の添付書類である貸借対照表に記載の「機械・運搬具」と「工具器具・備品」の減価償却後の額を転記して下さい。
- ⑪ 「障害者雇用」欄のうち「法定人数」欄には、障害者雇用の促進等に関する法律により「障害者雇用状況報告書」の提出が義務づけられている場合には、法定雇用障害者数を、また、提出が義務づけられていない場合には、「0」を記入してください。
- また、「雇用人数」欄には、平成22年4月1日現在における、常用労働者である障害者の人数を記入してください。
- ⑫ 「その他加点項目欄」には、該当する欄に○を付けてください。
- ※証明書類等を添付して下さい。
- ⑬ 「希望する業種」欄には、業務内容を6業種以内で具体的に記入して下さい。
- 希望する業種は別紙「申請工事種別と建設業法の工事の種類との対応一覧」及び「申請工事種別と建設業法の工事の許可区分との対応一覧（その他）」を参照のうえ、それに記載の「申請工事種別」の中から申請して下さい。希望する工事種別と番号が一致しているか注意して下さい。

3 誓約書（様式③）

内容をご確認の上、提出年月日、商号又は名称、代表者、を記入し、押印の上、必ず提出して下さい。

押印は、代表者の印であることがわかるものを使用して下さい。（実印でなくても可。）

【建設工事等競争入札参加資格審査申請書に係る個人情報の利用目的等について】

奈良県知事が、建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程第2条に基づき提出される入札参加資格審査申請書（同規程同条各項に該当しないことを証明するための添付書類、同規程第5条に基づく変更等の届出書を含む。以下「入札参加資格申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

なお、入札参加資格申請書等の内容を確認するために提出していただく入札参加資格申請書等以外の資料により取得する個人情報については、入札参加資格申請の審査事務のみに利用し、他の目的で利用又は提供することはありません。

1. 入札参加資格申請の審査事務
2. 入札参加資格を得た者に対する指導監督等の事務
3. 入札参加資格業者名簿の公開
4. 奈良県個人情報保護条例第6条1項1号から7号の規定による次の利用又は提供
 - ① 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき
 - ② 個人情報の本人の同意を得て利用し、若しくは提供し、又は個人情報の本人に提供するとき
 - ③ 出版、報道等により公にされている情報を利用し、又は提供するとき
 - ④ 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められるとき
 - ⑤ 当該実施機関内で利用する場合又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは当該実施機関以外の県の機関若しくは地方独立行政法人に提供する場合において、事務に必要な限度で個人情報を使用し、かつ、当該個人情報を使用することについて相当な理由があると認められるとき
 - ⑥ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として、国、独立行政法人、他の地方公共団体又は当該実施機関以外の県の機関若しくは地方独立行政法人以外のものに提供する場合であって、当該目的の達成に必要な限度で個人情報を提供し、かつ、当該個人情報を提供することについて特別の理由があると認められるとき
 - ⑦ 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき